

平成28年第10回（11月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成28年11月10日(木)  
開会10時00分 閉会10時46分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 16名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木	輝義	高原	孝幸
瀬口	勝美	宇佐	正人
井上	幸子	太田	克弘
樋口	翌	菊	啓治
奥家	信弘	守口	正典
賀部	正直	豊田	和義
是木	則幸	土屋	豊一
若山	清敏	畑田	英文

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 4件

議案第15号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、奥家 志穂

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。 それでは、ただ今より平成28年第10回(11月)総会を開催いたします。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	委員の皆さん、お忙しい中ご出席いただきまして、有難うございます。気温の寒暖の差が大きくなっていますが皆さん健康に気をつけて下さい。 それでは、ただいまから平成28年第10回(11月)の総会を

事務局	<p>開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には宇佐委員、太田委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回は2件の申請があるようなので事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉377番地1 田 365㎡  譲渡人：吉富町大字今吉〇〇〇番地 S. T  譲受人：中津市蛸瀬〇〇〇〇-〇 H. Y  転用理由：自己住宅 木造平屋建 建築面積109㎡  （その他議案内容朗読及びP2からP9説明）</p> <p>平成23年6月に県より農振除外の許可が下りている案件です。</p> <p>農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の豊田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
豊田委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。周辺はすべて家が立ち並んでいますし、排水についても合併浄化槽で処理するので問題ないと思われまます。</p>
是木会長	<p>豊田委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第14号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第14号-1に関しては承認することと決めます。</p> <p>続きまして、議案第14号-2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号2の説明です。再度1ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子801番地1 田 894㎡  吉富町大字幸子802番地1 田 669㎡  計 1.563㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字幸子〇〇〇番地〇〇 M. T</p>

	<p>譲受人：吉富町大字楡生〇〇〇番地〇          社会福祉法人 R 理事長 M. K</p> <p>転用理由：駐車場          （議案内容朗読及びP10からP16説明）          平成28年6月に県より農振除外の許可が下りている案件です。          農地区分については、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の二分の一を超えないものに限る。）であることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の瀬口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
瀬口委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。鳳寿園の駐車場の拡張ですし、排水も発生しないので問題ないと思われませんが、幸子814-1の水利はどうなっているのか？</p>
事務局	<p>東側擁壁の外に新設水路を設置するようになっていきます。</p>
瀬口委員	<p>水路勾配はどうなっているのか？          枳池から垂水方面に流れなければいけない。</p>
事務局	<p>許可書交付時に業者に指導してそのようにしてもらいます。</p>
若山委員	<p>幸子815-3はどうなっているのか？</p>
事務局	<p>地目は現在田となっておりますが、現況は個人所有の水路となっております。</p>
若山委員	<p>今回の新設水路をこれに繋げば問題ないのか？</p>
事務局	<p>問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>他に何かありませんか。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第14号-2については東側新設水路の勾配を指導する、ということで承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
是木会長	<p>それでは、議案第14号-2に関しては承認することと決めます。          これにより「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は2箇所とも承認することとします。</p>
事務局	<p>つづいて「議案第15号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。          それでは説明いたします。（P17議案朗読）          吉富町農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経るとなっています。別添資料をごらんください。          今回11月の利用権設定の件数は、新規は49件で49,072㎡、更新は37件で35,572㎡、合計は86件で84,644</p>

	<p>m<sup>2</sup>となっています。今後も、新規の増加が増えてくると予想されます。農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、一覧表を添付しておりますのでご覧ください。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第15号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、「議案第15号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」は承認することと決めます。</p>
事務局	<p>次に報告事項が2件あります。最初に「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>24ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p>
事務局	<p>先ず番号1の案件ですが、AさんとBさんの3年間の利用権です。貸手の都合(5条転用申請)による合意解約です。</p>
事務局	<p>次に番号2の案件ですが、SさんとEさんの3年間の利用権です。貸手の都合(借手の変更)による合意解約です。</p>
事務局	<p>次に番号3の案件ですが、YさんとEさんの3年間の利用権です。同じく貸手の都合(借手の変更)による合意解約です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>続きまして、報告事項の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>25ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」です。</p>
事務局	<p>先ず番号1の説明です。この案件は相続によって土地を取得したという案件です。Y. Cさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。</p>
事務局	<p>次に番号2の説明です。この案件は相続によって土地を取得したという案件です。Y. Tさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。</p>
事務局	<p>次に番号3の説明です。この案件は相続によって土地を取得したという案件です。Y. Tさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。</p>
事務局	<p>次に番号4の説明です。この案件は相続によって土地を取得したという案件です。Y. Tさんより相続によって農地の所有権を取得した娘さんの届出の報告です。</p>

是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
是木会長	本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？
各委員	(各地区内での情報交換) 県道広津交差点改良について 界木地区ほ場整備について
是木会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、12月9日(金)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員	(異議なし)
是木会長	それでは、これもちまして平成28年第10回(11月)総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時46分 閉会